

議案第58号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の表中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

別表第3宅地の項中「90」を「91」に、「100」を「102」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成31年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（提案理由）

港湾に係る占用料の額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。